神福障支第 3863 号
令和３年 10 月 21 日

障害児者関係施設等　施設長　様
　　管理者　様

神戸市福祉局長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、本市の福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

皆様の感染拡大防止の取り組みへのご協力により、本市においても医療提供体制は改善に向かっております。

今後も引き続き感染防止対策の取り組みを継続する必要があり、本市として「令和３年度新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」を改定しましたので、内容をご確認いただき、感染拡大防止対策に取り組んでいただきますようご協力をお願いいたします。

記

１．令和３年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針－第５弾改定－」

https://www.city.kobe.lg.jp/a95474/reiwa3taiouhoushin5kaitei.html

①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。

②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、２か月分の使用量を確保すること。

③面会については原則としてオンライン面会等を活用し、直接面会を実施する場合は、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。

④利用者の不要不急の外泊、外出を自粛すること。外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底すること。

⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること。

※前回からの変更箇所に下線を引いています。

２．定期的なＰＣＲ検査の積極的な活用

市内の高齢者施設等（入所系・通所系施設）における直接介護等に従事する職員の定期的ＰＣＲ検査を実施しています。積極的にご活用ください

※ワクチンを２回接種済の方は対象外

https://www.city.kobe.lg.jp/a39067/kourei/teikiteki_pcr.html

福祉局障害者支援課　TEL：322-5230
FAX：322-6065